

## 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の

### 認定の要件を定める条例の制定について

#### 1 現在の認定こども園制度について

認定こども園には以下の4類型があり、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の認可権限は政令指定都市・中核市に移譲されましたが、他の3類型については、都道府県・政令指定都市が認定等を行っています。

#### <認定こども園の類型>

類型	説明	法的性格	設置主体	認可・認定
幼保連携型	幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ	学校かつ 児童福祉施設	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県知事 政令指定都市・ 中核市の市長
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とするための子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ	学校 (幼稚園＋ 保育所機能)	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県知事 政令指定都市の 市長
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ	児童福祉施設 (保育所＋ 幼稚園機能)	設置主体の制限 なし	
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ	幼稚園機能 ＋ 保育所機能		

#### 2 条例制定の背景

平成30年6月27日に公布された第8次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、平成31年4月から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が中核市に移譲されることになりました。

本市においても、愛知県から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の移譲を受けることになるため、当該事務を実施するにあたり認定の要件を定める条例を制定する必要があります。

### 3 条例制定の基本的な考え方

認定基準を定めるにあたっては、愛知県からの権限移譲という点を踏まえ、次の考え方で条例を制定します。

- (1) 既に施行されている愛知県の基準条例と同等の内容とすることを基本とする。
- (2) 本市が既に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性（市独自の上乗せ）を考慮する。

#### <条例案の内容>

（注）網掛け部分は国基準に上乗せを行う内容

項目	国基準	県条例	本市条例（案）
職員配置	年齢区分に応じた配置（常時2人以上） 0歳児…3：1、1・2歳児…6：1、 3歳児…20：1、4・5歳児…30：1	国基準どおり	年齢区分に応じた配置（常時2人以上） 0歳児…3：1 <b>1歳児…4：1</b> <b>2歳児…5：1</b> <b>3歳児…18：1</b> 4・5歳児…30：1
学級編成	学級の編成（1学級35人以下）及び学級担任を配置	国基準どおり	国基準どおり
職員資格	・満3歳未満児の保育：保育士 ・満3歳以上の教育及び保育：幼稚園教諭又は保育士	満3歳未満児の保育：保育士 満3歳以上の教育及び保育： <b>幼稚園教諭かつ保育士</b> （経過措置※あり）	<b>県条例どおり</b> （※認定申請する際、現に幼稚園又は保育所で教育及び保育に従事する職員については、いずれかの資格で可）
施設の位置	幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及び附属設備が同一敷地内又は隣接地内にあることが望ましい	幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及び附属設備が <b>同一敷地内又は隣接地内にあること</b>	<b>県条例どおり</b>
園舎の面積	・1学級：180㎡ ・2学級以上：320+100×（学級数－2）㎡	国基準どおり	国基準どおり
保育室等の面積	・満2歳以上児：保育室又は遊戯室1.98㎡/人 ・満2歳未満児：乳児室（1.65㎡/人）又はほふく室（3.3㎡/人）	満2歳以上児：国基準 満2歳未満児： <b>乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）</b>	<b>県条例どおり</b>
屋外遊技場の面積	1 満2歳以上児：3.3㎡/人 2 次に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積 ・2学級以下：330㎡+30㎡×（学級数－1） ・3学級以上：400㎡+80㎡×（学級数－3）	国基準どおり	国基準どおり

項目	国基準	県条例	本市条例（案）
園舎、保育室、屋外遊技場面積の移行特例	幼稚園基準と保育所基準を比較し、高いほうの基準を満たさない場合は、既存施設はいずれかの基準を満たすこととする	幼稚園基準と保育所基準を比較し、高いほうの基準を満たさない場合は、 <b>条例施行時(H18.12.26)に現に存する施設のみ</b> いずれかの基準を満たすこととする	<b>県条例どおり</b>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内調理を原則とする</li> <li>・満3歳以上児については衛生面、栄養面等について一定の要件を満たせば外部搬入可能</li> </ul>	国基準どおり	国基準どおり
教育及び保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくこと</li> <li>・子どもの集団生活の経験年数が異なること等、認定こども園に固有の事情に配慮していること</li> <li>・教育及び保育の内容に関する全体的な計画が策定されていること</li> </ul>	国基準どおり	国基準どおり
保育者の資質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること等に留意し、資質向上を図ること</li> <li>・資質の向上を図ることを目的とした研修計画を策定し、計画を実施できる体制を整備すること</li> </ul>	国基準どおり	国基準どおり
子育て支援	教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること	<b>認定こども園の所在する地域の需要を、市町村と連携すること等により把握した計画を策定すること</b>	<b>県条例どおり</b>
管理運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園に長を置く</li> <li>・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じて設定</li> <li>・特別な配慮を要する子ども（障がい、虐待等）の受入への配慮</li> </ul>	国基準どおり	国基準どおり